

## 学校における食物アレルギー対応マニュアル改訂のポイント

頁	改訂点	ポイント
1	埼玉県としての基本方針を示した。	「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（学校保健会）、「学校給食における食物アレルギー対応指針」（文部科学省）を基本とします。
2～	学校生活全般での留意事項を掲載した。	1 食物・食材を扱う授業・活動（校内）、 2 運動（体育・部活動等）、3 食事や宿泊を伴う校外活動、4 児童・生徒への対応について示した。
5	「学校給食における食物アレルギー対応フローチャート」と「学校給食のない学校における食物アレルギー対応フローチャート」を統合した。	
9～	緊急時の対応	○搬送先医療機関、○エピペン®の使用について、○食物アレルギーによる救急搬送の報告について、○食物アレルギー症状の発症事例等報告について示した。
12	事故発生時（アナフィラキシー）の教職員緊急対応マニュアルを全面的に改訂した。	【児童生徒への対応】と【救急車要請】について記載。新たな項目として、スムーズに搬送先が決定できるよう、【緊急時連絡先医療機関に一報】を追記した。事前に「緊急時連絡先医療機関」が確認できている場合は連絡すること。
13	研修	○県教育委員会、○市町村教育委員会、○各学校における研修について示した。
様式	「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を一部改変した。	保護者からの同意事項の文言を修正。 【旧】教職員全員→【新】関係者
様式	「保護者用啓発資料」を新たに追加した。	保護者向けの食物アレルギー対応についての説明資料の例示を示した。
様式	「食物アレルギー症状の発症事例等報告様式」を新たに追加した。	